



県立会津養護学校校舎全景

イ 盲・聾・養護学校高等部の設置の推進

心身障害児の後期中等教育の充実を図るため、盲・聾・養護学校に高等部の設置を推進してきましたが、精神薄弱養護学校については、市立（福島市）及び国立でそれぞれ高等部が設置されているほか、県立は2校となっています。

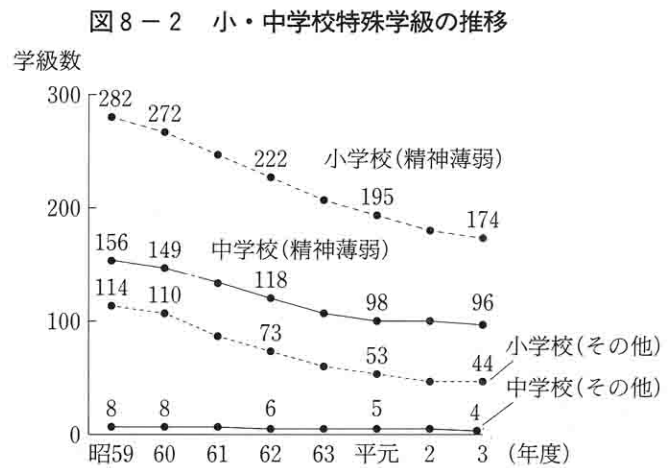
したがって、今後は、教育機会の拡充を図るためにも、県立精神薄弱養護学校高等部の設置を進める必要があります。

ウ 特殊学級の適正配置の推進

昭和59年度から平成3年度までの特殊学級数をみると、各障害種別の学級とも減少してきています（図8-2）。

したがって、今後は、市町村教育委員会との連携を密にし、就学指導の質的充実を図るとともに、特殊学級の適正配置に努める必要があります。

また、通級による指導については、対象児を適正に判断するとともに、通級による指導の場を適切に設けるよう努める必要があります。



(注) その他は、弱視、難聴、言語障害、病弱・身体虚弱、情緒障害の合計である。
 (資料)「学校統計要覧」(昭和59年度～平成3年度)

(3) 教育内容・方法の改善充実

ア 教育課程の改善充実

新学習指導要領では、障害者を取り巻く社会環境の変化や児童生徒の心身の障害の多様化に対応するため、障害の状態等に応ずる教育を一層推進し、可能な限り社会参加と自立できる人間の育成を重視しています。

したがって、小・中学校及び高等学校の学習指導要領に準じて教育課程の改善に努めるとともに、障害の種類と程度に応じた教育内容・方法の改善充実を図るため、障害種別ごとに学習指導要領に示